

平成22年4月から水道・下水道料金が変わります！

これまで水道・下水道料金は、八森地区・峰浜地区でそれぞれ旧町村の料金体系を引き継いできましたが、平成22年4月から統一した使用料金に変わります。

水道料金 両地区で異なっていた基本使用水量、基本使用料金、超過料金が統一されます。(メーター使用料金は変わりません。)

基本使用水量	10m ³
基本使用料金	1,050円
超過料金(1m ³)	115円
メーター使用料金13mm	170円
メーター使用料金20mm	180円

基本使用水量	12m ³
基本使用料金	945円
超過料金(1m ³)	157円
メーター使用料金13mm	170円
メーター使用料金20mm	180円

基本使用水量	10m ³	Ⓐ
基本使用料金	1,050円	Ⓑ
超過料金(1m ³)	136円	Ⓒ
メーター使用料金13mm	170円	Ⓒ
メーター使用料金20mm	180円	Ⓒ

■水道料金の計算方法
 $A+B \times (\text{使用水量} - 10) + C$
 基本使用料金と10m³を超えた水量分の超過料金の合算額にメーター使用料金を加えた額が水道料金となります。ただし、10円未満の端数は切り捨てます。

下水道料金 八森地区では従量制、峰浜地区では定額制の料金体系でしたが、従量制に統一され、基本使用水量、基本使用料金、超過料金が次のように変わります。

基本使用水量	10m ³
基本使用料金	1,365円
超過料金(1m ³)	136円

基本使用料金	1,680円
世帯員1人あたり	630円

基本使用水量	八森地区	峰浜地区
基本使用水量	10m ³	10m ³
基本使用料金	1,575円	1,575円
超過料金(1m ³)	注147円	157円

■下水道料金の計算方法
 $D+E \times (\text{使用水量} - 10)$
 基本使用料金と10m³を超えた水量分の超過料金の合算額が下水道料金となります。ただし、10円未満の端数は切り捨てます。

注：八森地区は、平成22年度に限り経過措置により超過料金が147円となります。平成23年4月からは両地区ともに157円となります。

1m ³ ~10m ³	1,220円
15m ³	1,900円
20m ³	2,580円
30m ³	3,940円
40m ³	5,300円
50m ³	6,660円
60m ³	8,020円

	八森地区	峰浜地区
1m ³ ~10m ³	1,570円	1,570円
15m ³	2,310円	2,360円
20m ³	3,040円	3,140円
30m ³	4,510円	4,710円
40m ³	5,980円	6,280円
50m ³	7,450円	7,850円
60m ³	8,920円	9,420円

■問合せ先 八峰町建設課 水道係・下水道係 ☎76-4610

八峰町長選挙 八峰町議会議員一般選挙

投票日 4月18日(日曜日)午前7時~午後6時

よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう

町民の代表として、八峰町の未来を託すのにふさわしい人を選ぶ身近で大事な選挙です。棄権せずよく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

■今回の選挙で投票できる人は
 平成22年4月19日以前に生まれた方(20歳以上)で、平成22年1月12日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある人です。

■こんな時は期日前投票を
 投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

■投票時間
 投票時間は、午前7時から午後6時までで、2時間繰り上げています。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

■投票所をご確認ください
 下表のとおりとなりますので、お間違えのないようご注意ください。



■自分で書けないときは代理投票を
 手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

【期日前投票所】
 八森地区の方：ファガス「研修室」
 峰浜地区の方：峰栄館「ロビー」

【期日前投票期間】
 4月14日(水)から4月17日(土)

※期間中は、土日も投票できます。
 【期日前投票時間】
 午前8時30分から午後8時まで

■各投票区の投票所

投票区	地区名	投票所
1 大沢投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・塙・大信田	塙川健康センター
2 石川投票区	石川・稲子沢・大野・外林	石川多目的集会施設
3 田中投票区	畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中	峰栄館
4 水沢投票区	水沢・カッチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面	はつらつ苑
5 目名湯投票区	目名湯・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保岱・手這坂・大岱・大槻野	八峰町役場(予定)
6 八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館	八森生活改善センター
7 観海投票区	椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間	ファガス
8 岩館投票区	小入川・岩館第一・岩館第二	岩館生活改善センター

■郵便による不在者投票
 身体に重度の障害がある方には、投票所に行かずに自宅で投票できる

■出稼先や出張先での不在者投票
 出稼先や長期出張などの方は、「宣誓書兼不在者投票用紙請求書」を町選挙管理委員会に請求することにより不在者投票ができます。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

■病院などでの不在者投票
 県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。
 ☎76-4601